



「出版者の権利のあり方に関する提言」 に関する補足説明

2013年5月16日
中山信弘、三村量一、福井健策
上野達弘、桶田大介、金子敏哉

2013年4月4日、我々は「出版者の権利のあり方に関する提言」を公表した。同日、「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」は、これを同会の提言として採択し、文化審議会に対して同提言に基づく立法検討作業を要望した。現在、文化審議会において検討が進められているところである。

かかる状況に鑑み、デジタル時代に対応した「現行出版権の拡張・再構成」を基礎とした立法検討に資することを目的として、その後の議論状況も踏まえ、若干の補足説明を行う。

1 現行出版権を拡大再構成（提言①・③）

出版者の隣接権要望には、それが出版にともない当然に発生する点、著作権との権利分散化を招きやすい点、それに隣接権の実効性などの危惧が指摘されて来た。他方で、侵害などの対策のため、出版者が著作権の全部または一部の譲渡を受けることは事実上困難であり、また実質的にも望ましいものとは限らない。

そこで著作権者が設定可能な権利として、現行著作権法79条以下の出版権を、現在の出版実務およびデジタル時代に対応した、下記の内容へと拡大再構成し、侵害対策と利用許諾の促進の双方を図るものである。

- ①現行法の出版権を電子出版にも拡大する（特約により、出版または電子出版などの限定も可能とする）。
- ③当事者の契約により、権利の対象を特定の版（紙だけでなく電子的なフォーマットも含む）に限定した上で、出版・電子出版とは言えない利用（例：企業内複製）にも効力を拡大する。

本提言の③は、著作物ではない出版物の版面について権利を拡張するものではない。非著作物や保護期間が満了した著作物について、本提言により拡張された出版権が設定されることはない。③は、著作権者が著作物の利用につき有する権利のうち、著作権者の意思により、特定の版での利用に限定して物権的な権利を設定するものである。

①と③の関係についてはアドオン型と選択型が考えられる。具体例で示せば以下のようになる。

[①と③をアドオン型とする場合]

①で権利侵害となる行為

ハードカバーの単行本 β として刊行された小説 α につき、著作者Xが、出版社Yに、出版権を設定

- 単行本 β からスキャンした小説 α のアップロード
- 小説 α を文庫本等として別の版にて発行、販売、電子配信
- × 小説 α の単行本 β の版のままで企業内複製
- × 小説 α の映画化

①+③で権利侵害となる行為

ハードカバーの単行本 β として刊行された小説 α につき、著作者Xが、出版社Yに、単行本 β の版について③の特約を付して出版権を設定

- 単行本 β からスキャンした小説 α のアップロード
- 小説 α を文庫本等として別の版にて発行、販売、電子配信
- 小説 α の単行本 β の版のままで企業内複製
- × 小説 α の映画化

[①と③を選択型とする場合]

①と③を選択型とする場合には、③の内容は、権利の対象を特定の版（紙だけでなく電子的なフォーマットも含む）を通じた利用に限定する一方、出版・電子出版に加えて、出版・電子出版とは言えない利用（例：企業内複製）にも効力を拡大したものとなる。

①で権利侵害となる行為

ハードカバーの単行本 β として刊行された小説 α につき、著作者Xが、出版社Yに、①の内容の権利を設定

- 単行本 β からスキャンした小説 α のアップロード
- 小説 α を文庫本等として別の版にて発行、販売、電子配信
- × 小説 α の単行本 β の版のままで企業内複製
- × 小説 α の映画化

③で権利侵害となる行為

ハードカバーの単行本 β として刊行された小説 α につき、著作者Xが、出版社Yに、単行本 β の版について③の内容の権利を設定

- 単行本 β からスキャンした小説 α のアップロード
- × 小説 α を文庫本等として別の版にて発行、販売、電子配信
- 小説 α の単行本 β の版のままで企業内複製
- × 小説 α の映画化

【①と③の関係】

	出版・電子出版一般	特定の版での出版・電子出版	特定の版での企業内複製等	口述・翻案等
①	○	○	×	×
①+③(アドオン型)	○	○	○	×
③ (選択型)	×	○	○	×

2 原則としてサブライセンス可能（提言②）

- 登録による公示（次項参照）と組み合わせることにより、利用許諾の円滑化を図る。
- 多数のプラットフォームでの配信等に対応する。
- 著作権者は、特約によりサブライセンスを不可とすることも当然可能である。

3 対抗要件としての登録制度の拡充（提言④）

(1) 国立国会図書館（NDL）等の書誌情報とのリンク

- 対抗要件としての登録につき、従来の特定方法に加えて、NDL 等の書誌情報等を利用した著作物等の特定も可能とすることで、登録手続きの簡素化・コスト低減をはかる。
- 書誌情報のデータベースと権利情報のデータベースを連携させることが望ましい。一つの理想的なシステムとしては、著作者・出版者等が書誌情報とあわせて権利情報を提供し、登録原簿にも機械的に反映され、さらに電子データを納本すれば登録免許税が大幅に減免・免除されるシステム等が考えられる。

(2) オンラインでの登録を可能とする

- 登録原簿は既に電子化されているが、さらにオンラインでの登録申請を可能にすることで簡素化を図る。

(3) 登録による許諾権限の公示（事実上の効果）

- サブライセンス可能化とあわせ、対抗要件としての登録により、事実上の効果として利用許諾の権限の所在が公示され、著作物・出版物の利用を望む第三者の探索・取引コストが軽減されるとの効果が期待される。
- 特に前述した③とあわせることで、出版物単位での企業内複製等について出版権者がデータベースで公示され、将来的には、集中化された利用許諾と利用料の分配のシステムが構築されることが期待される。

以上は、将来のナショナル・アーカイブの実現（4月4日に公表した別紙「ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン」を参照）に向けた第一歩となることを期待して、提言をしたものである。

以上

説明資料

2013年5月29日

明治大学法学部専任講師 金子敏哉

● 侵害対策のための契約による著作権の譲渡・一部譲渡

事実上困難であり、また実質的にも、著作権の譲渡契約に対する著作者保護のための規制がほとんどない日本法においては、望ましくもない。

● 独占的ライセンシーへの訴権付与

金子個人としては、将来的には専用利用権制度(特許の専用実施権類似のもの。但し登録を対抗要件とする)が導入されることが望ましいと考えている。しかし、そのためには一部譲渡・支分権主義等との調整が不可欠であり現状では早急の対応は困難である。今回の提販は、出版と出版物の利用に関して、専用利用権の内容とその設定契約につき、一種の典型契約のような規定を用意するものとも位置付けられる。

● 出版とは言えない利用行為③につき、出版権を拡張すべきとする理由

我々の提言の③は、既存の出版権を、典型的な「出版」「電子出版」だけではなく、「出版・電子出版を目的としない利用」をも含む形で拡張・再構成すべきとするものである。

既存の出版権は出版行為を対象とするものであったが、近年の出版物の流通・利用環境においては、単に出版・電子出版行為のみならず、「出版物」の出版・電子出版を目的としない様々な利用行為についても、その利用許諾の窓口等を明らかとする必要性が高い状況にある。また出版に係る契約も、出版行為とともに出版物の利用に関する契約を含むものとなっている。このような状況に鑑み、著作権者がその意思により、出版者等に対して、著作物の、特定の出版物の版面に限定をした、出版・電子出版を目的としない利用行為について権利を設定することが可能とすべきことを主張している。その意味で、従来の「出版権」を、「出版物」のより広範な利用形態(出版、電子出版、及び、特定の出版物の版面に限定したそれ以外の利用(企業内複製等))を対象とする権利内容にまで拡張し、再構成すべきことを主張するものである。

● 海賊版対策と利用(許諾)の促進

海賊版対策と利用(許諾)の促進は、表裏一体のものである。最大の海賊版対策は正規品の円滑な流通・正規の許諾システムの構築であり、また利用許諾に応じない者に対しては、個別の著作権者による権利行使よりも出版権者による行使が一般的には円滑な権利行使が期待される。権利者の利益のみならず、利用者の利益の観点からも、この両者は一体のものとして議論がされるべきであると考える。